

結合商標の類否判断 (駿河屋事件)

知高判令和2年3月11日 (令和元 (行ケ) 10111)  
(知財高裁ホームページ)

知的財産法研究会  
弁護士法人関西法律特許事務所  
弁護士 松本 司  
エートス法律事務所  
弁護士 今田 早紀

第1 事案の概要

1 本件商標、引用商標及び当事者等

(1) 本件商標及び引用商標

ア 本件商標

標章 総本家駿河屋 (標準文字)

指定商品 第30類 最中

商標登録第5943016号

(H26.5.20出願、H29.4.12登録査定、H29.4.28登録)

イ 引用商標 1

標章 駿河屋

指定商品 第30類 羊羹

商標登録第553169号

(S26.9.17出願、S35.7.21登録、その後書換更新されR2.7.21が存続期間満了日)

ウ 引用商標 2

標章 駿河屋

指定商品 第30類 羊羹

商標登録第553170号

(S26.10.22出願、S35.7.21登録、その後書換更新されR2.7.21が存続期間満了日)